

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年 8 月 27 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張している。

娘の生活費が収入認定されるのは、おかしい。娘を養ったのだから 32,000 円を収入認定しないでほしい。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 6 月 5 日	諮問
令和 2 年 7 月 3 0 日	審議（第 4 5 回第 3 部会）
令和 2 年 8 月 2 1 日	審議（第 4 6 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法 4 条 1 項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 職権による保護の変更について

法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法 6 1 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計

の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 実施要領について

実施要領第8・3・(2)・イ・(ア)によれば、収入の認定における指針として、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされている。

なお、実施要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

- 2 これを、本件についてみると、処分庁は、請求人と同居していた長女が別居中の妻と暮らすことになり、請求人から長女の転出に係る異動届を受理したことから、請求人の世帯を、平成31年4月10日付けで、請求人と長女の2人世帯から請求人のみの1人世帯に変更していることが認められる。

その後、請求人から、夏休みの間、長女が請求人宅で過ごしており、以後、請求人が長女を引き取りたい旨を担当職員に連絡してきたことから、担当職員は、妻らの担当者に妻及び長女の状況を確認したところ、長女が一時保護されること、長女の生活費として妻から請求人へ本件送金があったことが判明したことなどが認められる。

このため、担当職員が請求人に対し、本件送金について確認したところ、請求人から、本件送金は、長女が夏休みの間に請求人宅に滞在した際の生活費として、妻が振り込んだものである旨の説明があったことが認められる。

これらのことから、処分庁は、本件送金について検討したところ、本件送金は実施要領第8・3・(2)・イ・(ア)の仕送り、贈与等による収入に該当するとして、その全額を請求人の収入として認定した上で、本件処分を行ったものと認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に則って行われ

たものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は上記第3のとおり、本件送金は長女の生活費として振り込まれたものであるから、収入認定の対象にはならない旨主張しているものと解される。

確かに、本件送金は長女の「生活費」と示して妻から請求人へ送金されたものであると認められる。

しかしながら、たとえ、そうであったとしても、長女は別世帯に属しているのであるから、長女の生活費を請求人世帯の最低生活費に計上することはできないものである上、実施要領第8・3・(2)・イ・(ア)の規定によれば、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを相当としないもののほかは、すべて認定すること。」とされており、処分庁は、本件送金について、「社会通念上収入として認定することを相当としないもの」とまでいうことができないと判断して本件処分を行ったものと認められ、当該判断は、上記2のとおり、法令等に従って適正になされているものと認められることから、請求人の主張には理由がないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成